主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に対し金一九三、八九六円及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日以降完済に至るまで年六分の割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」旨の判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠の提出、認否は、被控訴代理人が「管轄違いの主張を撤回する。」旨陳述し、乙第六号証を提出し、当審における被控訴本人尋問(第一、二回)の結果を援用し、甲第三、第四号証の成立は不知、同第五号証の成立を認めると述べ、控訴代理人が甲第三乃至第五号証を提出し、当審における証人A、同B、同C各尋問の結果を援用し、乙第六号証の成立を認めると述べた他は、原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する(但し、被控訴人主張の移送の申立に関する部分を除く。)

理由

当裁判所の見解は、左に附加する他は、原判決理由に記載と同一であるから、これをここに引用する。当審において新に取調べた証拠調べの結果によつても右引用にかかる認定事実を左右することはできない。

さて、本件においては、被控訴人が控訴人の使用人であるDから控訴人所有の木材を買受けたが、この木材はDが盗み出したものだというのであり、更に被控訴人の供述(原審及び当審第一、二回)によれば、被控訴人は右買受けにかかる木材を自ら製材した上橋梁材、建築材等として他に売却してしまつたことが認められる。そうすると、被控訴人が右売却(転売)によつて得た代金額は、元来処分権のに控訴人所有の木材を処分したことにより得た利得であるが、これは場合の原因なくして得た利得というべきものである。ところで、これが取得のため口に支払つた代金(損失)を控除すべきでない(以下ない、これが取得のため口に支払つた代金(損失)を控除すべきでない(以下ない、これが取得のため口に支払つた代金(損失)を控除すべきでない(以下ない、これが取得のため口に支払った代金(以下ない、これが取得のためのところであり、成世な問題である。

〈要旨〉しかしながら、不当利得制度は、実質的に不当な財産的価値の移動を調整し、他の制度上の救済手段の欠陥〈/要旨〉を補つて具体的な正義公平の実現を目的とするものである点に鑑みれば、不当利得の成否及び返還義務の範囲を定めるに当つては、具体的な衡平を失わないようにしなければならない。このような見地に立つて本件を考えると、不控除説に従うときには、被控訴人は転売による利得全部を控訴人に返還しなければならなくなり、その結果被控訴人はDに支払つた代価分だけの損失を蒙ることになる。もつとも、この場合でも被控訴人はDに対し代金償還請求権を有するから、これの行使により右損失を補填できるとも考えられるが、これは抽象的に過ぎ本件のような場合(弁論の全趣旨からDは無資力と認められる。)

には、右償還請求権の行使によつて損失を補填することは実際上不可能である。こ れに対し、控訴人は被控訴人から木材相当額の金銭の返還を受けられる結果、何ら の損害も受けないこととなる。一方、控除説に従うときには、控訴人は被控訴人か ら返還を受けるべきものは実際上皆無或は極めて少額(本件においては被控訴人の 転売価格を認めるに足る証拠はないが、前記被控訴人本人の供述によると、被控訴 人が本件木材の買入転売によつて得た実質上の利得は極めて少額であつたと認めら れる。)となり、その結果は、Dに対する不法行為に因る損害賠償請求権があるとはいえ、その実効を帰し難いことは前記被控訴人の場合と同様であるから、木材相 当額の損失を蒙ることになり、反面被控訴人は損失を免れることになる。このよう に不控除説、控除説のいずれを採用するかにより、本件当事者の利害は正反対とな ることになるが、本件の場合においては、前認定のとおり、被控訴人が本件木材を 取得する当時においては全く善意、無過失であり、一方Dは控訴人の被用者であ り、本件のような事態が生じた所以は、直接にはDが木材を盗み出したことであ り、間接には使用者たる控訴人のDに対する選任、監督上の不行届(過失)に基因したものということができる。そうすると、仮りに不控除説によるときには、全く善意無過失であり何ら責められるべきところのない被控訴人が損失を受けることと なり、その原因につき間接にでも過失のあつたものというべき控訴人が損失の補填 を受けることとなり、不公平な結果となる。これに反し、控除説に従うときには、 右のような実際上の矛盾、不公平はなくなり、不当利得制度の目的である具体的公 平の理念に合致する結果となる。したがつて、本件の場合においては、控除説に従 うのが相当である。只、控除説の立場に立つときは、民法第一九三条の規定により 原物を返還する場合との権衡を失するように考えられるが、凡そ原物返還不能の場合においては総てその価額を返還すべきであるということはできず、現存利益の返還(例えば民法一九一条)ということもあり得るわけであり、又、民法一九三条は その意に反して占有を奪われた者を保護するための特殊な規定であり、もし取得者 が盗品又は遺失物を同法一九四条のような条件の下に取得した場合には、回復者は 代価を弁償しなければ物の占有を回復できないのであり(この場合は控除説と同一 結果になる。本件における被控訴人の木材取得は、右一九四条の場合に近似してい る。)、これらの点を考え合わせると右一九三条の規定があるからといつて、前記の結論を左右することはできない。(なお、原判決が引用している大審院判例(昭和一二年七月三日判決)は取得者に過失が認められる場合であるから、本件とは若 干事案を異にし、必ずしも適切とはいえない。

以上説示したとおり、当裁判所も本件においては、被控訴人が転売によつて得た 代金額から、Dに支払つた代金額を控除した分が不当利得を構成するものと考え

る。その他の点は、冒頭記載のとおり、原判決理由に記載と同様である。 よつて本件控訴は理由がないからこれを棄却し、控訴費用の負担については、民 事訴訟法第八九条第九五条に従い、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 渡辺進 裁判官 水上東作 裁判官 る